

村税等の延滞金について

平成 31 年度より、納期限を過ぎて税金を納める場合は、延滞金がかかります。

延滞金について

定められた納期限後に税金を納付する場合は、本来納める税額のほかに、延滞金もあわせて納めなければなりません。延滞金は、税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納付または納入される日までの期間に応じて計算します。

延滞金の割合について

期間	納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から 1 か月を経過した日から納付の日までの期間
平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日	年 2.6% (特例基準割合+1%)	年 8.9% (特例基準割合+7.3%)
令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日	年 2.5% (延滞金特例基準割合+1%)	年 8.8% (延滞金特例基準割合+7.3%)
令和 4 年 1 月 1 日から	年 2.4% (延滞金特例基準割合+1%)	年 8.7% (延滞金特例基準割合+7.3%)

延滞金特例基準割合について

財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年度の前々年の 10 月から 9 月までの割合に年 1%を加算した割合（上限は 7.3%）をいいます。

※令和 3 年 1 月 1 日より特例基準割合は「延滞金特例基準割合」に変更されました。

延滞金の計算方法について

延滞金は次の計算式により算出します。

延滞金額＝未納税額×延滞日数×延滞金の割合÷365（うるう年でも365日で計算します。）

未納税額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。

未納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数全額を切り捨てて計算します。

算出された延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金は発生しません。

算出された延滞金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。

延滞金の計算例について

【納める税目・年度・期別】固定資産税 令和3年度 第1期（納期限5月31日）

【納める税額】170,000円

【納める日】9月15日

として計算します。

（最初の1ヶ月）

$$170,000 \text{円} \times 30 \text{日} \times \underline{0.025} \div 365 = 349.32 = 349 \text{円} (1 \text{円未満端数切捨て}) \cdots a$$

（1ヶ月を経過した以降）

$$170,000 \text{円} \times 77 \text{日} \times \underline{0.088} \div 365 = 3,155.95 = 3,155 \text{円} (1 \text{円未満端数切捨て}) \cdots b$$

$$a + b = 3,504 = 3,500 \text{円} (100 \text{円未満端数切捨て})$$

170,000円の本税に3,500円の延滞金が上乗せされ、173,500円を納めることになります。

【納める税目・年度・期別】固定資産税 令和4年度 第1期（納期限5月31日）

【納める税額】170,000円

【納める日】9月15日

として計算します。

（最初の1ヶ月）

$$170,000 \text{円} \times 30 \text{日} \times \underline{0.024} \div 365 = 335.34 = 335 \text{円} (1 \text{円未満端数切捨て}) \cdots a$$

（1ヶ月を経過した以降）

$$170,000 \text{円} \times 77 \text{日} \times \underline{0.087} \div 365 = 3,120.08 = 3,120 \text{円} (1 \text{円未満端数切捨て}) \cdots b$$

$$a + b = 3,455 = 3,400 \text{円} (100 \text{円未満端数切捨て})$$

170,000円の本税に3,400円の延滞金が上乗せされ、173,400円を納めることになります。

延滞金の対象となる税目等について

平成 31 年度から賦課する村民税・都民税（個人）、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料となります。

◎税金や保険料は、福祉・教育などの村行政の貴重な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

お問い合わせ

三宅村役場臨時庁舎 村民課 税務係

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

TEL：04994-5-0983